

一般廃棄物処理実施計画

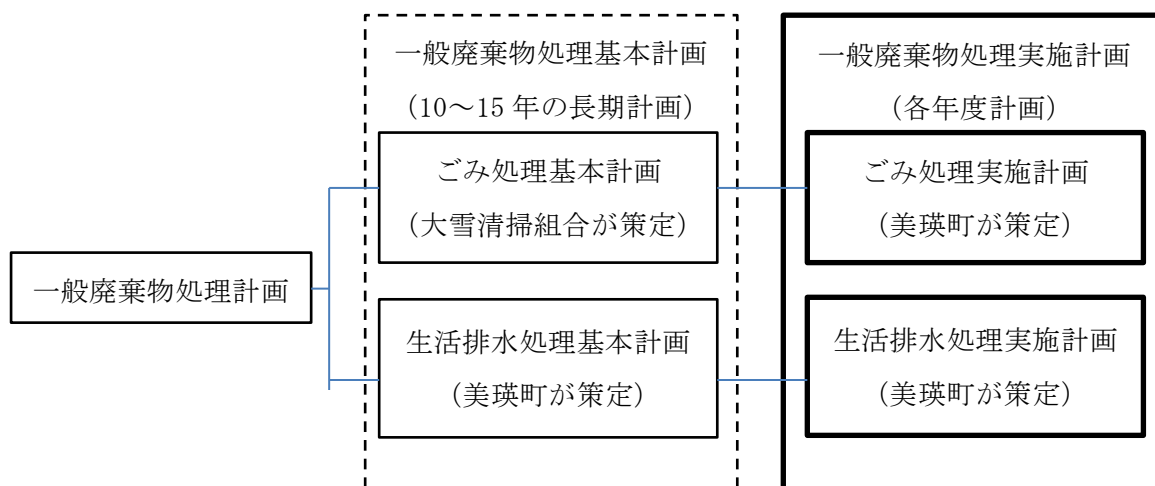
令和4年3月

美 瑛 町

はじめに

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、本町区域内の一般廃棄物（ごみ及び生活排水）について、一般廃棄物処理基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）である。

○一般廃棄物処理実施計画の構成



また、この計画は、毎年度末までに、次年度に関するごみ及び生活排水の処理について策定するものであり、美瑛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和50年美瑛町条例第21号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、これを告示するものである。

なお、この計画に大きな変更を生じた場合には、その都度告示するものである。

第1章 ごみ処理実施計画

1 目的

この計画は、循環型社会の形成を目指す「ごみ処理基本計画」（平成26年3月策定。以下、この章において「基本計画」という。）の方針に従い、令和4年度の本町のごみ処理を実施するに当たり、ごみの適正処理による生活環境の保全並びに収集運搬・処理体制について必要な計画を定めるものである。

2 計画区域

美瑛町全域

3 計画実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

4 ごみの区分と種類

この計画において、美瑛町が収集、運搬及び処分（以下、この章において「収集等」という。）するごみは、町内で発生する一般廃棄物で、一般家庭の日常生活から排出される「家庭系ごみ」と、事業活動に伴って排出される「事業系ごみ」に区分する。

ただし、危険物、適正処理の困難なごみ、多量に出るごみ及び法令等の定めにより処理の方法が定められているごみは収集の対象から除外するほか、収集等に支障のあるものは、排出禁止物として明記することとする。なお、この計画の対象外である産業廃棄物の処理運搬業務等については、町は適正に助言指導に当たるものとする。

5 ごみの発生量及び処理量の見込み

(単位：kg/年)

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	排出量及び処理量
家庭系	1,740,840	314,240	199,710	2,254,790
事業系	847,170	100,130	1,700	949,000
計	2,588,010	414,370	201,410	3,203,790

6 ごみ排出の抑制のための方策に関する事項

(1) 町民意識の向上に向けた取り組み

①啓発事業

町民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする清潔な生活環境の保全並びに維持及び創造を図るため、町民が、ごみ排出抑制や資源の有効利用について自主的かつ積

極的に取り組むことができるよう必要な啓発を行うとともに、町において、いわゆる 3 R（ごみの発生抑制、再使用及び再生利用）に関する施策を実施するうえで効果的な取り組みとなるよう、行政区等の自治会組織や、美瑛町公衆衛生協会などと連携して啓発事業を行う。

②生ごみの減量化・資源化

基本計画においては、数値化可能なごみ排出削減策として、「食品ロスの削減」と「生ごみの水切り」を掲げ、これによる排出削減を見込んだ種類別排出量の予測を行っている。生ごみの排出を抑制し、自家処理による生ごみの有効利用を促進するため、家庭用生ごみ堆肥化容器（コンポスト）の購入費用を助成する「生ゴミ肥料化容器設置補助事業」を引き続き実施するとともに、ダンボールコンポストの普及を推進する。

③事業者への啓発等の推進

事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」の量は、交流人口の増減に左右されるが、ごみ排出の抑制については、事業者の自己処理責任の原則（法第3条）に基づいて、自主的にごみの発生抑制を行うとともに、再使用及び再生利用への取り組みが促進されなければならないことから、必要な啓発を行うとともに、施策への協力を求めるものとする。

（2）資源ごみ分別の推進

①ごみ排出抑制・資源ごみ分別の推進

地球温暖化の影響による環境問題の深刻化に伴って、環境への負荷を低減し、持続して発展することができる循環型地域社会の構築が課題となっている。町民、地域、事業者とともにごみの分別排出を徹底し、ごみ排出の抑制、再使用及び再生利用を推進する。

②各種関係法令の順守

環境基本法（平成5年法律第91号）の基本理念にのっとり、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）をはじめとする各種関係法令においては、町民、事業者及び地方公共団体等の責務が明確に規定されている。これら各種関係法令の下で、製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源（循環型社会形成基本法第2条第3項に定める「循環資源」をいう。以下同じ。）は分別して排出すること等を順守し、その協力のもとで適正なごみ処理を推進する。

③家庭系ごみの資源ごみ分別の推進

町は、資源の循環を確保するため次の施策を実施し、家庭から排出されるごみの分別をより徹底する。

ア ごみ収集カレンダーの発行による広報、啓発

イ 資源（ペットボトル及びプラスチック製容器包装）回収ボックスの設置（通年1

か所、夏期（4～11月）のみ5か所）

ウ 使用済小型電子機器回収ボックスの設置（役場庁舎、福祉センター及び町民センター）

エ イベント回収の実施（使用済家庭用電化製品及び古着、古布の臨時回収）

④資源ごみ回収活動の支援

町は、学校、職場、地域その他のコミュニティにおいて、非営利資源ごみ回収活動に取り組む団体の組織化と活動を支援するとともに、循環資源についての理解を深め、活動を行う意欲を増進するため、美瑛町公衆衛生協会が行う資源回収推進団体報奨金制度を支援する。

7 ごみの種類及び分別の区分

(1) 町が収集するごみ

大区分	小区分	主なごみの種類
可燃ごみ	生ごみ 紙くず 布くず 木くず プラスチック・ビニール類 ゴム・革等 その他	厨芥類、肉・穀物等の調理屑、残飯、残菜、茶殻等 チリ紙、紙コップ、再生できない紙（ビニール・油・蝋等を使用している紙）等 布団・マットレスを除く寝具類、布きれ、人形、下着、くつ下、化学繊維類等 木箱、板きれ、木製品部材、剪定枝等、割り箸等 洗面器、ボウル、バケツ、櫛、歯ブラシ、玩具、文具、ハンガー、ビニール製品、その他プラスチック製品、サンダル、くつ、ゴムホース等 掃除のチリ、たばこの吸殻等
不燃ごみ	陶器類 小型電化製品 その他	セトモノ、植木鉢、板硝子、硝子製品、花ビン 扇風機、ラジカセ、ポット、コーヒーメーカー等 貝殻、カミソリ、包丁等、その他
有害ごみ	水銀、重金属を含む物	温度計、体温計、乾電池、蛍光管
大型ごみ等	電化製品 家具類 諸車類 その他の大型ごみ 焼却灰等	掃除機、電子レンジ、電気こたつ、ストーブ等 机、椅子、タンス、ベッド、ソファ、建具類、絨毯 三輪車、自転車 ブランコ、スキー、ソリ、物干し支柱ポール等 焼却灰、炭ガラ、猫の砂
資源ごみ	ビン類	油ビン、ドリンクビン、清涼飲料水ビン等 酒・醤油等の一升ビン、焼酎ビン、ビールビン、ジュースビン等（リターナブルビン）

資源ごみ (拠点収集)	缶類	アルミ缶、スチール缶、缶詰缶、菓子缶類、トタン、ブリキ
	ガス缶類	スプレー缶、カセットボンベ
	布類	布類等
	紙類	新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、紙パック、包装紙、紙箱、紙袋、紙のシュレッターくず
	ペットボトル	ペット1の表示があるもの(飲料用・醤油用)
	プラスチック製容器包装	トレー、発砲スチロール、買物袋等、ペット1以外のペットボトル
	使用済小型電子機器	デジタルカメラ、ビデオカメラ、家庭用ゲーム機、携帯音楽プレーヤー、ミニコンポ等

(2) 町が収集しないごみ

危険物	医療系廃棄物、プロパンガスボンベ類、発火しやすい塗料類、廃油、劇毒物等の薬品類とその容器、消火器、火薬類、その他危険物
家電リサイクル対象品目	テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ式)、エアコン、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、衣類乾燥機
処理困難物	ドラム缶、単車・自動車及びその部品、タイヤ、便槽、土砂、がれき類、建築廃材(石膏ボード含む)、多量のビニール類、農業廃棄物、FRP船舶、その他処理困難物
多量に出るごみ	引越しなどで多量に出るごみ

8 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 排出区分及び処理方法等

区 分		収集方法	処理方法及び 処理手数料	収集形態
家庭系ごみ5種分別	可燃ごみ	ゴミステーション週2回	焼却/有料	委託
	不燃ごみ	ゴミステーション月2回	埋立/有料	
	有害ごみ		委託/無料	
	大型ごみ等	45ℓの袋に収納できない1個の重量が100kg未満の物、焼却灰等	戸別収集	

資源物	ペットボトル	ゴミステーション月2又は3回（第5週目があるとき）及び冬期以外 拠点収集	資源化／無料		
	プラスチック製容器包装				
	ビン類	ゴミステーション月2回			再利用／無料
	缶類、ガス缶類				
	紙類（新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・紙のシュレッダーくず）				
	布類				
	使用済小型電子機器	回収箱・拠点収集	資源化／無料	直営	
多量ごみ	5種分別による。排出者が処理施設へ搬入、又は許可業者に依頼／有料				
事業系ごみ	事業者が処理施設へ搬入、又は許可業者に依頼／有料				

（2）排出方法

ごみの排出方法は、原則として次のとおりとする。

①可燃ごみ

透明又は半透明の45リットル以下のごみ袋に入れ、可燃ごみ専用のゴミ処理券を当該ごみ袋1個につき1枚貼付し、ゴミステーションに排出する。

②不燃ごみ

透明又は半透明の45リットル以下のごみ袋に入れ、不燃ごみ専用のゴミ処理券を当該ごみ袋1個につき1枚貼付し、ゴミステーションに排出する。

③有害ごみ（乾電池、蛍光灯、水銀体温計、温度計など）

破損しないように包装等を行い、ゴミステーションに排出する。

④大型ごみ

一般のごみ袋（45リットル）に入らない1個の重量が100kg未満のごみは、町の一般廃棄物収集運搬（塵芥）委託業者に事前予約を行ったあと、大型ごみ専用のゴミ処理券を当該ごみ1個につき1枚貼付し、当該委託業者に収集してもらう。

⑤焼却灰等

炭ガラ、焼却灰、猫の砂は、町の一般廃棄物収集運搬（塵芥）委託業者に事前予約を行ったあと、透明又は半透明の45リットル以下のごみ袋に入れ、不燃ごみ専用のゴミ処理券を当該ごみ袋1個につき1枚貼付し、当該委託業者に収集してもらう。

⑥資源ごみ

資源ごみは無料とし、品目別に分別し、結束又は梱包してゴミステーションに排出

する。なお、分別の区分及び品目等は次のとおりとする。

区分	品目・排出方法	
資源ごみ①	ビン類	フタ、栓を取り外し、中をすすぎ、透明又は半透明のごみ袋に入れる。(袋を持って破れない程度に入れる)
	缶類	中をすすぎ、透明又は半透明の4.5リットル以下のごみ袋に入れる。
	布類	綿50%以上の物に限る。洗濯して透明又は半透明の4.5リットル以下のごみ袋に入れる。 背広、Gパン、コート、毛糸類、靴下、布団、毛布、ジャージ、ジャンパー、厚地の物等は収集しない。
	紙類	新聞類、雑誌類は、ばらけないようにしっかりしぼる。 ダンボールは、たたんでからばらけないようにしぼる。 紙パック類は、中をすすぎ、束ねる。 紙製容器包装は、紙製容器包装の表示マークがあるものが対象で、箱は平たくつぶし、包装紙はたたみ、透明又は半透明の4.5リットル以下のごみ袋に入れる。 紙のシュレッターくずは、透明又は半透明の4.5リットル以下のごみ袋に入れる。
	ガス缶類	中身を使い切ってから穴を開けずに、透明又は半透明の4.5リットル以下のごみ袋に入れる。

資源ごみ②	ペットボトル	ペット1の表示マークがある飲料用ボトルが対象。 フタとラベルははがし(フタ、ラベルはプラスチック製包装容器に分類)、中をすすぎ、透明又は半透明の4.5リットル以下のごみ袋に入れる。
	プラスチック製容器包装	プラスチック製包装容器の表示マークがあるもの、トレイ、発泡スチロール、買い物袋等が対象。 軽く洗って汚れていない状態にして、透明又は半透明の4.5リットル以下のごみ袋に入れる。

(3) 収集日

収集対象地域	可燃ごみ	不燃ごみ・有害ごみ	資源ごみ① ビン・缶・紙・金属・布類	資源ごみ② ペットボトル・プラスチック製容器包装
本町、中町、寿町、幸町、置	月・木曜日	第1・3	第2・4	第2・4・5

杵牛、新区画、明治、上・中・ 下宇莫別、横牛、朗根内、俵 真布、沼崎、赤羽		水曜日	金曜日	火曜日
西町、栄町、南町、藤野、原 野5線、美沢、新星、水沢、 福富、みどり、福富瑛進	火・金曜日	第2・4 水曜日	第2・4 木曜日	第2・4・5 月曜日
扇町、北町、大町、花園、憩 町、憩が丘、美馬牛、美馬牛 南北、石山、福富憩、大曲	月・木曜日	第1・3 水曜日	第1・3 金曜日	第1・3・5 火曜日
旭町、東町、錦町、丸山、旭、 五稜、大村、美田、夕張、北 瑛、溜辺薬、二股、原野3・ 4線	火・金曜日	第2・4 水曜日	第1・3 木曜日	第1・3・5 月曜日
白金	月・木曜日	第1・3 水曜日	第2・4 水曜日	第2・4 水曜日

* 大型ごみ（テレビ、洗濯機、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、パソコン、衣類乾燥機を除く）は、全町第1・3水曜日に戸別収集する。

* 焼却灰は、全町第2・4水曜日に戸別収集する。

（4）ゴミ処理券の指定取扱店

ゴミ処理券は、役場庁舎で取扱うほか、次のゴミ処理券取扱所で販売する（令和4年3月1日現在）。なお、ゴミ処理券取扱所はその指定を受けようとする者からの申請に基づいて、町長が指定を行うこととなる。

阿部百貨店、ホシ山崎薬局、花本呉服店、スギモト商店、松浦商店、北海道銀行美瑛支店、宇野商店、美瑛町観光協会（以上本町）、花輪食品店、小間物やさくら、セブンイレブン美瑛栄町店、やさいのこころ（以上栄町）、ベスト電器美瑛店、ホクレンショップ美瑛店、忠嶋商店、美瑛総合オートセンター（以上中町）、うろこ酒店、野村商店（以上西町）、荒木商店（東町）、セイコーマート美瑛店（幸町）、村上商店（憩町）、桑谷商店（南町）、美瑛清掃、セブンイレブン上川美瑛店、DZ マート美瑛店（以上北町）、ローソン美瑛大町二丁目店（大町）、ツルハドラッグ美瑛店、コメリ美瑛店、美瑛はなや（以上扇町）、佐藤商店、BIBA STORE（以上美馬牛）

（5）一般廃棄物処理業者

基本計画に示す収集・運搬計画に基づき、分別排出の周知徹底を図るとともに、排出されたごみの収集・運搬が効率的で安全かつ衛生的に実施できるよう、計画区域内の収

集・運搬体制を確立する。

①一般廃棄物収集運搬許可業者

一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者の許可は、申請の都度行うものとする。ただし、し尿の収集又は運搬を業として行おうとする者の許可は、原則として、既に許可した者の更新以外に行わないこととする。

②中間処理業者

本町の行政区域内で発生した木くず、ペットボトル等の一般廃棄物を処理する中間処理施設は、現有処理施設能力を超える処理対象物の発生が容易に推計でき得ない限り、施設の特性から、原則として、既に許可した者の更新以外には行わないこととする。

(6) 広域的な収集運搬、処分への対応

広域的な処理を必要とする場合は、関係市町村と協議・調整するものとする。

9 ごみ処理施設の整備に関する事項

ごみ処理に関する事務を共同処理するため、昭和48年に美瑛町、東川町、東神楽町の3町を構成町として大雪清掃組合を設立した。この組合が運営する施設は次のとおり。

- ア しらかば清掃センター（平成5年度から稼働）
- イ しらかば最終処分場（平成6年度から稼働）
- ウ 排ガス高度処理施設（平成12年度から稼働）
- エ リサイクルプラザたいせつ（平成11年度から稼働）

10 適正処理確保の推進（その他ごみ処理に関し必要な事項）

(1) 医療系ごみ等の適正処理

①医療系ごみの処理

医療機関等から排出される医療系ごみについては、基本計画に基づき、処理業者への排出を指導する。

②在宅医療廃棄物の処理

在宅医療に伴い家庭から排出される在宅医療廃棄物（使用済みの注射器、注射針、点滴針、血液付着物）は、医療機関、薬局へ引取依頼するように説明する。

(2) 処理困難物の適正処理

①処理の基本

処理困難物は、販売店等や専門処理業者などへ処理を依頼するよう周知、説明を行

うことを基本とする。

②家電リサイクル対象製品の処理

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に定められている家電リサイクル対象製品は、製造業者、小売業者並びに消費者各々にリサイクルの義務が課せられており、次表「対象廃棄物（家電4品目）の取扱いの基本」により、適正な処理が円滑に行われるよう周知するとともに、使用済み家庭用電化製品の臨時回収を実施する機会にあわせて、家電リサイクル対象製品の回収を行う。

③廃パソコンの処理

廃パソコンの処理については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）により、製造業者に回収及びリサイクルの業務が課せられていることにかんがみ、必要な周知、説明を行う。なお、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に定める回収では、パソコン本体は、認定事業者への引渡しが可能であることから、排出者の個人情報に関する配慮を求めつつ、使用済み家庭用電化製品の臨時回収にあわせて回収を行う。

<対象廃棄物（家電4品目）の取扱いの基本>

区分	廃家電の内容	収集・運搬内容	処分内容
家庭系ごみ	小売業者の引取義務あり	小売業者が収集・引取運搬	指定引取場所へ配送
	小売業者の引取義務なし	小売業者へ依頼	
		排出者が運搬	

(3) 排出禁止物

収集等に支障のあるものとしてごみの排出を禁止するものは、次表「排出禁止物」の品目例示による。なお、これ以外に収集等に支障があると認める品目が発生したときは、その都度検討を加えて、取扱いを定める。

<排出禁止物>

条例施行規則区分	内 容	適用品目の例示
①感染性のあるもの	在宅介護医療機関から排出される感染性一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 血液の付着したカーゼ、包帯等 手術等に伴って発生する臓器、組織などの病理廃棄物
②有害性のあるもの (有害ごみを除く)	硫酸、塩酸、農薬、その他有害・有毒性の強い物質を含むもの	<ul style="list-style-type: none"> PCBを使用した部品 バッテリー 農薬、劇物、その他毒性物質が混入しているもの

③危険性のあるもの	火薬、発煙物質等爆発の危険性を有するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火薬類（花火を含む） ・ ガスボンベ
④引火性のあるもの	引火性の強いもの及び火気のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塗料、溶剤及び灯油類 ・ 燃え殻や残焼物で火気のあるもの、又は高温のもの
⑤処理業務を困難にし、又は処理施設を損なう恐れのあるもの		<ul style="list-style-type: none"> ・ タイヤ（自転車類を除く） ・ 自動車、オートバイ等 ・ 消火器 ・ 小売業者及び製造業者に引取義務のある廃家電４品目

（４）不法投棄の防止対策

不法投棄や不適正なごみ処理の防止と、これらに対する迅速かつ的確な対応を行うため、条例第１８条に定める環境衛生指導員による巡回パトロールを実施するとともに、上川地域廃棄物不法処理対策戦略会議の構成機関等と連携して対策を講じる。また、美瑛町公衆衛生協会のゴミステーション巡回指導等を通じて、これらを未然に防ぐ取り組みを地域ぐるみで推進する。

（５）容器包装廃棄物の適正処理の推進

容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再資源化の促進に関する基本方針（平成１８年１２月財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第１０号）に基づき、分別収集した容器包装廃棄物が環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されるよう中間処理業者に指導するとともに、住民への情報提供に努めるものとする。

処理量見込は、分別基準適合物２０２トンとする。

第2章 生活排水処理実施計画

1 目的

この計画は、快適で魅力ある生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目指す「美瑛町生活排水処理基本計画」（令和3年9月一部改定。以下、この章において「基本計画」という。）の方針に従い、令和4年度の本町における生活排水処理を実施するに当たり、生活排水の適正処理による生活環境の保全並びに収集運搬・処理体制について必要な計画を定めるものである。

2 計画区域

美瑛町全域

3 計画実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

4 生活排水の処理主体

生活排水処理施設の種類	処理対象となる生活排水	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	美瑛町
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	設置者
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	美瑛町、旭川市

5 生活排水処理実施計画

(1) 処理主体別の方策

①公共下水道

基本計画の方針に従い、公共下水道の計画区域においては、引き続き効率的な整備を推進するとともに、公共下水道の供用開始後も未接続となっている世帯等に対して理解を求める等、水洗化率の向上を目指すこととする。

②合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の普及に伴い、し尿・汚泥の処理量に占める生し尿の割合は、年々減少しているが、基本計画の方針に従い、公共下水道の計画区域外の地域、及びその計画区域内であっても当分の間下水道の整備が見込めない地域、並びに単独処理浄化槽又は汲取便槽のみを設置している世帯等に対して、合併処理浄化槽への転換を推奨することを基本とする。

また、宅地開発等については、その規模に応じた合併処理浄化槽の整備による生活排水処理を進める。

③し尿の収集運搬

し尿の収集運搬は、排出者が、町の委託業者へ申し込むことにより実施する。

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

①処理の概要

本町のし尿の収集運搬については、全量を委託により実施しており、浄化槽汚泥の収集運搬についても、許可業者が浄化槽清掃と併せて実施している。また、し尿及び浄化槽汚泥の処理は、旭川市へ委託するが、一部公共施設の低濃度し尿を美瑛町浄化センターで処理するとともに、令和4年3月末まで受入れたし尿・汚泥を美瑛町浄化センターで処理し堆肥化する。

②し尿・浄化槽汚泥の発生量及び処理量の見込み

(単位：ℓ/年)

し 尿	浄化槽汚泥	総収集処理量
1,038,000	3,303,000	4,341,000

※公共施設排出分を含む

③し尿・浄化槽汚泥の処理計画

し尿・浄化槽汚泥の収集、運搬については、現行の形態を維持しつつ、より効率的に実施するものとし、最終処理については旭川市に委託する。

(3) その他

家庭から排出される生活雑排水が未処理で放流されれば、公共用水域の水質汚濁が引き起こされることから、生活排水対策の必要性について、引き続き、ホームページ等への掲載による啓発を行う。

また、公共下水道の計画区域外の地域においては、合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、浄化槽設置者や浄化槽維持管理業者に対し、適正な維持管理について周知を図るものとする。